

個人住民税関係参考資料

目

次

・ 態様別所得控除の適用一覧（個人住民税）	1
・ 個人住民税の人的控除額の推移	2
・ パート所得者の非課税限度額の推移（個人住民税）	3
・ 特別な人的控除等の適用状況の推移（個人住民税）	4
・ 障害者控除（個人住民税）	5
・ 寡婦（寡夫）控除（個人住民税）	6
・ 勤労学生控除（個人住民税）	7
・ その他の所得控除制度の適用状況の累年比較（個人住民税）	8
・ 雑損控除（個人住民税）	9
・ 医療費控除（個人住民税）	10
・ 医療費控除の適用状況の累年比較（個人住民税）	11
・ 社会保険料控除の適用状況（個人住民税）	12
・ 小規模企業共済等掛金控除（個人住民税）	13
・ 小規模企業共済等掛金控除の適用状況（個人住民税）	14
・ 生命保険料控除（個人住民税）	15
・ 損害保険料控除（個人住民税）	16
・ 生命保険料控除及び損害保険料控除の適用状況の累年比較（個人住民税）	17
・ 寄附金控除（個人住民税）	18

態様別所得控除の適用一覧（個人住民税）

区 分		6年11月 改正前	11年度 改正前	現 行 12年度	控 除 額			
		万円	万円	万円	内 訳			
本 人	通 常	31	33	同左	基礎控除（33万円）			
	老年人に該当する場合		79	81	〃	基礎控除（33万円） +老 年 者 控 除（48万円）		
	障害者、寡婦（寡夫）又は勤労学生に 該当する場合		57	59	〃	基礎控除（33万円） +障 害 者 控 除 等（26万円）		
	特定の寡婦に該当する場合		61	63	〃	基礎控除（33万円） +寡 婦 控 除（26万円）+特定寡婦（4万円）		
	特別障害者に該当する場合		59	61	63	基礎控除（33万円） +特別障害者控除（30万円）		
控除対象配偶者	一 般 (70歳未満)	通 常	62	66	同左	配偶者控除（33万円）	配偶者 特別控除 最高 33万円	
		障 害 者	88	92	〃	配偶者控除（33万円） +障 害 者 控 除（26万円）		
		特別障害者	非 同 居	90	94	96		配偶者控除（33万円） +特別障害者控除（30万円）
			同 居	111	115	119		配偶者控除（33万円） +特別障害者控除（30万円）+特障同居（23万円）
	老人配偶者 (70歳未満)	通 常	67	71	同左	老人配偶者控除（38万円）		
		障 害 者	93	97	〃	老人配偶者控除（38万円）+障 害 者 控 除（26万円）		
		特別障害者	非 同 居	95	99	101		老人配偶者控除（38万円）+特別障害者控除（30万円）
			同 居	116	120	124		老人配偶者控除（38万円）+特別障害者控除（30万円）+特障同居（23万円）
	扶 養 親 族	一 般 (0歳～23歳) (23歳～69歳)	通 常	31	33	同左		扶 養 控 除（33万円）
			障 害 者	57	59	〃		扶 養 控 除（33万円） +障 害 者 控 除（26万円）
特別障害者			非 同 居	59	61	63	扶 養 控 除（33万円） +特別障害者控除（30万円）	
			同 居	80	82	86	扶 養 控 除（33万円） +特別障害者控除（30万円）+特障同居（23万円）	
特定扶養親族 (16歳～22歳)		通 常	39	41	45	特定扶養控除（45万円）		
		障 害 者	65	67	71	特定扶養控除（45万円）+障 害 者 控 除（26万円）		
		特別障害者	非 同 居	67	69	75	特定扶養控除（45万円）+特別障害者控除（30万円）	
			同 居	88	90	98	特定扶養控除（45万円）+特別障害者控除（30万円）+特障同居（23万円）	
老人扶養親族 (70歳以上)		通 常	一 般	36	38	同左	老人扶養控除（38万円）	
			同居老親等	43	45	〃	老人扶養控除（38万円） +老親同居（7万円）	
		障害者	一 般	62	64	〃	老人扶養控除（38万円）+障 害 者 控 除（26万円）	
			同居老親等	69	71	〃	老人扶養控除（38万円）+障 害 者 控 除（26万円） +老親同居（7万円）	
		特 別 障害者	非 同 居	64	66	68	老人扶養控除（38万円）+特別障害者控除（30万円）	
			同 居	85	87	91	老人扶養控除（38万円）+特別障害者控除（30万円）+特障同居（23万円）	
			同居老親等	92	94	98	老人扶養控除（38万円）+特別障害者控除（30万円）+特障同居（23万円）+老親同居（7万円）	

個人住民税の人的控除額の推移

区 分	基 礎 的 人 的 控 除				障 害 者 控 除		老 年 者 控 除	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除	勤 労 学 生 控 除	老 人 者 控 除	特 定 扶 養 控 除	老 人 扶 養 控 除		同 居 特 別 障 害 者 扶 養 (配 偶 者) 控 除
	基礎控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養控除	一 般	特 別		一 般	母子家庭					一 般	同 居 老 親 等	
創設年度	37年度	41年度	63年度	37年度	37年度	43年度	37年度	37年度	H 2 年度	57年度	37年度	56年度	H 2 年度	48年度	55年度	58年度
昭 和 年 度		(創設)			(税額控除)		(税額控除)	(税額控除)			(税額控除)					
41	10万円	8万円		4万円	1千円		1千円	1千円			1千円					
42	10	8		4	1		1	1			1					
43	11	9		5	(所得控除)	(創設)	(所得控除)	(所得控除)			(所得控除)					
44	12	10		6	6万円	8万円	6万円	6万円			6万円					
45	13	11		8	7	9	7	7			7					
46	14	13		10	9	10	9	8			8					
47	15	14		11	10	12	10	10			10			(創設)		
48	16	15		12	12	14	12	12			12			14万円		
49	18	18		14	13	16	13	13			13			16		
50	19	19		17	16	19	16	16			16			19		
51	19	19		17	16	19	16	16			16			19		
52	20	20		19	18	20	18	18			18			20		
53	20	20		19	18	20	18	18			18			20		
54	21	21		20	19	21	19	19			19			21	(創設)	
55	22	22		22	21	23	21	21			21	(創設)		23	26万円	
56	22	22		22	21	23	21	21		(創設)	21	23万円		23	26	
57	22	22		22	21	23	21	21		21万円	21	23		23	26	(創設)
58	22	22		22	21	23	21	21		21	21	23		23	26	25万円
59	26	26		26	24	26	24	24		24	24	27		27	31	30
60	26	26		26	24	26	24	24		24	24	27		27	31	30
61	26	26		26	24	26	24	24		24	24	27		27	31	34
62	26	26	(創設)	26	24	26	24	24		24	24	27		27	31	34
63	28	28	14万円	28	24	26	24	24		24	24	29		29	33	36
平成元	28	28	14	28	24	26	48	24	(創設)	24	24	29	(創設)	29	33	36
2	30	30	30	30	26	28	48	26	30万円	26	26	35	35万円	35	42	51
3	31	31	31	31	26	28	48	26	30	26	26	36	36	36	43	52
4	31	31	31	31	26	28	48	26	30	26	26	36	36	36	43	52
5	31	31	31	31	26	28	48	26	30	26	26	36	36	36	43	52
6	31	31	31	31	26	28	48	26	30	26	26	36	39	36	43	52
7	33	33	33	33	26	28	48	26	30	26	26	38	41	38	45	54
8	33	33	33	33	26	28	48	26	30	26	26	38	41	38	45	54
9	33	33	33	33	26	28	48	26	30	26	26	38	41	38	45	54
10	33	33	33	33	26	28	48	26	30	26	26	38	41	38	45	54
11	33	33	33	33	26	30	48	26	30	26	26	38	43	38	45	56
12	33	33	33	33	26	30	48	26	30	26	26	38	45	38	45	56

- (備考) 1. 昭和59年度の配偶者・扶養控除額は、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」(昭和58年法律第68号)適用(7千円加算)後の額である。
2. 平成12年度の特定扶養控除は、「地方税法の一部を改正する法律」(平成11年法律第15号)適用(2万円加算)後の額である。
3. 平成12年度改正は考慮していない。

パート所得者の非課税限度額の推移(個人住民税)

区 分	パート収入の 非課税限度額 (①+②) ただし、56年度以降は (①+③)	給与所得控除の 最低保障額 ①	基礎控除 ②	所得割の非課税 基準額 ③
昭和51年度	69万円	50万円	19万円	(創設)
52	70万円		20万円	
53				
54	71万円		21万円	
55	72万円		22万円	
56	77万円			
57				
58				
59	79万円	57万円	26万円	29万円
60	86万円			31万円
61	88万円			
62			28万円	32万円
63	89万円			
平成元年度	89万円	65万円	30万円	34万円
2	99万円		31万円	
3				
4				
5				
6			33万円	
7				
8				
9				
10	100万円		35万円	
11				

特別な人的控除等の適用状況の推移（個人住民税）

区 分	納税義 務者数	障 害 者 控 除				老年者 控 除	寡婦(寡夫) 控 除		勤 学 控 除	老 人 配偶者 控 除	老人扶養控除		同 居 特 別 障 害 者 扶 養(配偶者) 控 除
		一 般		特 別			寡 婦	寡 夫			一 般	同 居 老親等	
		本人	親族	本人	親族								
昭和 年	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人
62	4,485	39	39	13	49	173	60	7	0.3	23	69	304	40
63	4,533	39	38	13	48	183	61	7	0.3	25	69	298	39
平成元	4,593	36	39	13	52	173	50	7	0.3	24	70	303	42
2	4,569	36	39	13	50	169	51	6	0.2	23	74	317	41
3	4,768	38	41	15	53	203	58	10	0.2	27	77	332	44
4	4,917	39	42	16	56	206	63	11	0.2	26	80	343	46
5	5,046	40	44	17	59	240	67	11	0.2	30	82	352	49
6	5,110	41	44	18	60	266	67	11	0.3	35	79	314	49
7	5,105	41	44	20	61	282	66	10	0.1	37	78	312	49
8	5,171	41	44	20	61	316	65	10	0.3	45	79	309	49
9	5,245	42	45	21	63	335	66	10	0.3	49	81	310	51
10	5,246	41	45	22	64	352	65	10	0.4	53	80	307	51
	(100.0%)	(0.8%)	(0.9%)	(0.4%)	(1.2%)	(6.7%)	(1.2%)	(0.2%)	(0.0%)	(1.0%)	(1.5%)	(5.9%)	(1.0%)

（注）「市町村税課税状況等の調」による。

障害者控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には、次の金額が「障害者控除」として所得控除できる。

- | | |
|--------------------------|------|
| ① 一般の障害者の場合 1 人につき | 26万円 |
| ② 特別障害者の場合 1 人につき | 30万円 |

（注 1）障害者の範囲

- (イ) 心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神健康保険指定医の判定により知的障害者とされた者
- (ロ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ハ) 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (ニ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (ホ) 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の障害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けている者
- (ヘ) 以上に掲げる者の他、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (ト) 以上の他、精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の者で、その障害の程度が(イ)又は(ハ)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

（注 2）特別障害者の範囲

- (a) 上記(イ)により障害者とされる者のうち心神喪失の常況にある者及び重度の知的障害者と判定された者
- (b) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級と記載されている者
- (c) 身体障害者手帳に障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている者
- (d) 戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第 3 項症ま

でである者と記載されている者

(e) 上記(ホ)又は(ハ)により障害者とされる者

(f) 上記(ト)の者のうち、(a)又は(c)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

2 障害者控除の沿革

区分	障害者控除	特別障害者控除
	(昭和37年度創設)	(昭和43年度創設)
昭和37年度	税額控除 1,000円	
昭和43年度	所得控除 6万円	所得控除 8万円
昭和44年度	" 7万円	" 9万円
昭和45年度	" 8万円	" 10万円
昭和46年度	" 9万円	" 11万円
昭和47年度	" 10万円	" 12万円
昭和48年度	" 12万円	" 14万円
昭和49年度	" 13万円	" 16万円
昭和50年度	" 16万円	" 19万円
昭和52年度	" 18万円	" 20万円
昭和54年度	" 19万円	" 21万円
昭和55年度	" 21万円	" 23万円
昭和59年度	" 24万円	" 26万円
平成2年度	" 26万円	" 28万円
平成11年度	" 26万円	" 30万円

（注） 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

寡婦（寡夫）控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

① 通常の場合	26万円
② 特別加算の場合	30万円 (4万円加算)

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

		寡 婦 の 要 件		寡夫の要件
		通常の場合	特別加算の場合	
共 通		・ 老年者に該当しないこと ・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと 又は生死不明の場合		
○ 扶養親族 がいる場合		・ 扶養親族を有 すること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年 間 所 得 が 500 万円 以 下 であること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年 間 所 得 が 500 万円 以 下 であること
○ 扶養 親族が いない 場合	死別	・ 年 間 所 得 が 500 万円 以 下 であること		
	離婚			

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

区分	寡 婦 控 除		寡夫控除
	通常の場合	特例加算の場合	
昭和37年度	(昭和37年度創設) 税額控除 1,000円		
昭和43年度	所得控除 6万円		
昭和44年度	〃 7万円		
昭和45年度	〃 8万円		
昭和46年度	〃 9万円		
昭和47年度	〃 10万円		
昭和48年度	〃 12万円		
昭和49年度	〃 13万円		
昭和50年度	〃 16万円		
昭和52年度	〃 18万円		
昭和54年度	〃 19万円		
昭和55年度	〃 21万円		(昭和57年度創設)
昭和57年度	〃 21万円		所得控除 21万円
昭和59年度	〃 24万円	(平成2年度創設)	〃 24万円
平成2年度	〃 26万円	所得控除 30万円	〃 26万円

(注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。
2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

勤労学生控除（個人住民税）

1 制度の概要

本人が勤労学生に該当する場合には、26万円を「勤労学生控除」として所得控除できる。

（注）勤労学生の範囲

次の(1)～(3)に該当する者で、自己の給与所得等があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- (2) 専修学校、各種学校の生徒で以下の課程を履修する者

専修学校、各種学校の範囲

国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、労働福祉事業団、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国会公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、公益法人、農業協同組合連合会、医療法人の設置したもの

① 専修学校の高等課程及び専修課程の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間1年以上
- ・ 1年の授業時間数が800時間以上（夜間その他特別な時間において授業を行う場合は1年450時間以上かつ修業時間を通じて800時間以上）
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

② 専修学校の一般課程、各種学校の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
 - ・ 修業期間（普通科、専攻科等の区別された各課程の修業期間が1年以上であって一の課程が他の課程に継続する場合はこれらを通算した期間）が2年以上
 - ・ 1年の授業時間数（普通科、専攻科等の区別された課程がある場合、各課程の授業時間数）が680時間以上
 - ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定
- (3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で以下の課程を履修する者
- 上記専修学校の一般課程、各種学校と同じ内容

2 勤労学生控除の沿革

区 分	勤労学生控除額	区 分	勤労学生控除額
	(昭和37年度創設)		
昭和37年度	税額控除 1,000円	昭和49年度	所得控除 13万円
昭和43年度	所得控除 6万円	昭和50年度	〃 16万円
昭和44年度	〃 7万円	昭和52年度	〃 18万円
昭和45年度	〃 8万円	昭和54年度	〃 19万円
昭和46年度	〃 9万円	昭和55年度	〃 21万円
昭和47年度	〃 10万円	昭和59年度	〃 24万円
昭和48年度	〃 12万円	平成2年度	〃 26万円

(注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

その他の所得控除制度の適用状況の累年比較（個人住民税）

区 分	納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済 等掛金控除	生命保険料控除	損害保険料控除	寄附金控除
	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人
昭和50年度	3,342	4	35	3,104	14	2,401		
55	3,936	3	160	3,664	29	(外年金) 2,964		
60	4,297	2	266	4,020	68	(69) 3,331		
平成元年度	4,593	2	230	4,267	84	(160) 3,561		(創設)
2	4,569	1	215	4,294	90	(203) 3,565	(創設)	0.5
3	4,768	1	238	4,459	97	(334) 3,599	2,089	0.5
4	4,917	2	255	4,606	103	(478) 3,606	2,157	0.6
5	5,046	2	254	4,730	108	(616) 3,610	2,236	0.6
6	5,100	2	264	4,782	110	(742) 3,562	2,286	1
7	5,105	20	258	4,781	110	(843) 3,480	2,302	1
8	5,171	10	262	4,824	110	(905) 3,457	2,338	2
9	5,245	2	264	4,884	111	(960) 3,445	2,384	1
10	5,246	1	285	4,899	110	(973) 3,421	2,401	1
	-----> (100%)	(0.0%)	(5.4%)	(93.4%)	(2.1%)	(65.2%)	(45.7%)	(0.0%)

(注) 「市町村税課税状況等の調」による。

雑損控除（個人住民税）

1 制度の概要

住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合には、次の金額が「雑損控除」として所得控除できる。

（——— 足切り限度額）

次のいずれか多い方の金額

- ① （災害損失額－保険金等による補填額）－年間所得金額×10%
- ② 災害関連支出－5万円

（注）災害損失額には次に掲げる災害関連支出の額を含む。

(イ) 損壊等した住宅家財等の取壊し、除去等のための支出

(ロ) 災害がやんだ日の翌日から1年以内にした次に掲げる支出

- ・ 災害によって生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
- ・ 住宅家財等の使用可能な原状回復のための支出
- ・ 住宅家財等の損壊等を防止するための支出

(ハ) 災害によって住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに生ずるおそれがあると見込まれる場合における被害の拡大、発生を防止するため緊急に必要な措置のための支出

2 雑損控除の沿革

年 度	足 切 り 限 度 額
昭和37年度	(昭和37年度創設) 年間所得金額×10%
昭和57年度	① (災害損失額－保険金等による補填額) …… 年間所得金額×10% ② 災害関連支出 …… 5万円

（注）1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

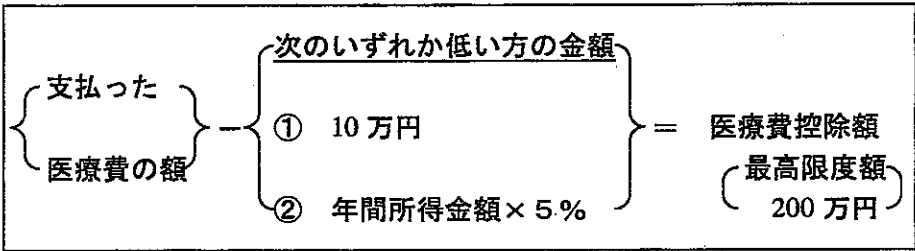
2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

医療費控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の金額が「医療費控除」として所得控除できる。

（—— 足切り限度額）



（注）控除対象とされる医療費の範囲（地稅令7の14、48の7）

- (イ) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- (ロ) 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- (ハ) 病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- (ニ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価
- (ホ) 保健婦、看護婦又は准看護婦による療養上の世話の対価
- (ヘ) 助産婦による分べんの介助の対価

2 医療費控除の沿革

区 分	医 療 費 控 除	
	足 切 り 限 度 額	最 高 限 度 額
昭和37年度	(昭和37年度創設) 年間所得金額×5%	15万円
45	〃	30万円
46	次のいずれか低い方の金額 (①10万円 ②年間所得金額×5%	100万円
51	次のいずれか低い方の金額 (①5万円 ②年間所得金額×5%	200万円
平成元年度	次のいずれか低い方の金額 (①10万円 ②年間所得金額×5%	〃

（注）1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

医療費控除の適用状況の累年比較（個人住民税）

区 分	納税義務者数	適用者数	適用割合	控 除 額	1人当たり控除額
昭和 年度	万人	万人	%	億円	万円
60	4,297	266	6.2	4,254	16
61	4,387	298	6.8	4,697	16
62	4,485	322	7.2	5,038	16
63	4,533	333	7.3	5,306	16
平成元年度	4,593	230	5.0	4,257	19
2	4,569	215	4.7	4,318	20
3	4,768	238	5.0	4,694	20
4	4,917	255	5.2	5,118	20
5	5,046	254	5.0	5,538	22
6	5,100	264	5.2	5,710	22
7	5,105	258	5.1	5,567	22
8	5,171	262	5.1	5,764	22
9	5,245	264	5.0	6,030	23
10	5,246	285	5.4	6,464	23

（注） 「市町村税課税状況等の調」による。

社会保険料控除の適用状況（個人住民税）

区 分		納 税 義 務 者 数	適 用 者 数	適 用 割 合	控 除 額	1 人 当 たり 控 除 額
年 度		万 人	万 人	%	億 円	万 円
昭 和	40	2,258	1,996	88.4	3,651	2
	45	2,790	2,524	90.5	9,431	4
	50	3,342	3,104	92.9	28,655	9
	55	3,936	3,664	93.1	64,357	18
	60	4,297	4,020	93.5	101,238	25
	61	4,387	4,095	93.3	111,956	27
	62	4,485	4,172	93.0	120,347	29
	63	4,533	4,192	92.5	123,507	29
平 成	元	4,593	4,267	92.9	129,889	30
	2	4,569	4,294	94.0	137,356	32
	3	4,768	4,459	93.5	159,599	36
	4	4,917	4,606	93.7	173,876	38
	5	5,046	4,730	93.7	183,908	39
	6	5,100	4,782	93.8	190,146	40
	7	5,105	4,781	93.7	194,669	41
	8	5,171	4,824	93.3	214,141	44
	9	5,245	4,884	93.1	221,292	45
	10	5,246	4,899	93.4	230,904	47

（注） 「市町村税課税状況等の調」による。

小規模企業共済等掛金控除（個人住民税）

制度の概要

次の小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合には、その支払った金額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できる。

支払った次の掛金の全額

- ① 小規模企業共済法に基づく共済契約の掛金
- ② 心身障害者扶養共済制度に基づく共済契約の掛金

（参考１）小規模企業共済法に基づく共済契約の概要

１．加入資格

- (1) 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業の場合5人以下）の個人事業者
- (2) 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業の場合5人以下）の会社の役員
- (3) 特別の法律によって設立された中小企業団体（企業組合、協業組合等に限る。）の一定の役員

２．掛金限度額

掛金の最高限度額は、月額7万円（年額84万円）

３．共済事由

- (1) 事業の廃止（個人事業主の死亡等を含む。）
- (2) 会社役員の疾病又は死亡による退職（任意退職を除く。）
- (3) 老齢給付（65歳以上で掛金払込期間が15年以上の場合に限る。）

４．共済金等の課税の扱い

共済金及び中途解約による解約手当金のうち年齢65歳以上又は掛金払込期間が15年以上の者が受ける解約手当金は退職所得課税（その他の解約手当金は一時所得課税）、但し分割共済金については、公的年金等に係る雑所得課税

（参考２）心身障害者扶養共済制度の概要

地方公共団体の条例において精神又は身体に障害のある者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、当該地方公共団体が心身障害者の扶養のため給付金を定期的に支給することを定めている制度である。

なお、心身障害者が受ける給付金（脱退一時金を除く。）は、個人住民税が非課税とされる。

小規模企業共済等掛金控除の適用状況（個人住民税）

区 分	納 税 義 務 者 数	適 用 者 数	適 用 割 合	控 除 額	1 人 当 たり 控 除 額
年 度	万 人	万 人	%	億 円	万 円
昭 和 50	3,342	14	0.4	67	5
55	3,936	29	0.7	333	11
60	4,297	68	1.6	1,390	20
61	4,387	73	1.7	1,598	22
62	4,485	76	1.7	1,785	26
63	4,533	77	1.7	1,995	26
平 成 元	4,593	84	1.8	2,311	28
2	4,569	90	2.0	2,667	30
3	4,768	97	2.0	3,242	33
4	4,917	103	2.1	3,621	35
5	5,046	108	2.1	3,945	37
6	5,100	110	2.2	4,124	37
7	5,105	110	2.2	4,213	38
8	5,171	110	2.1	4,292	39
9	5,245	111	2.1	4,396	40
10	5,246	110	2.1	4,476	41

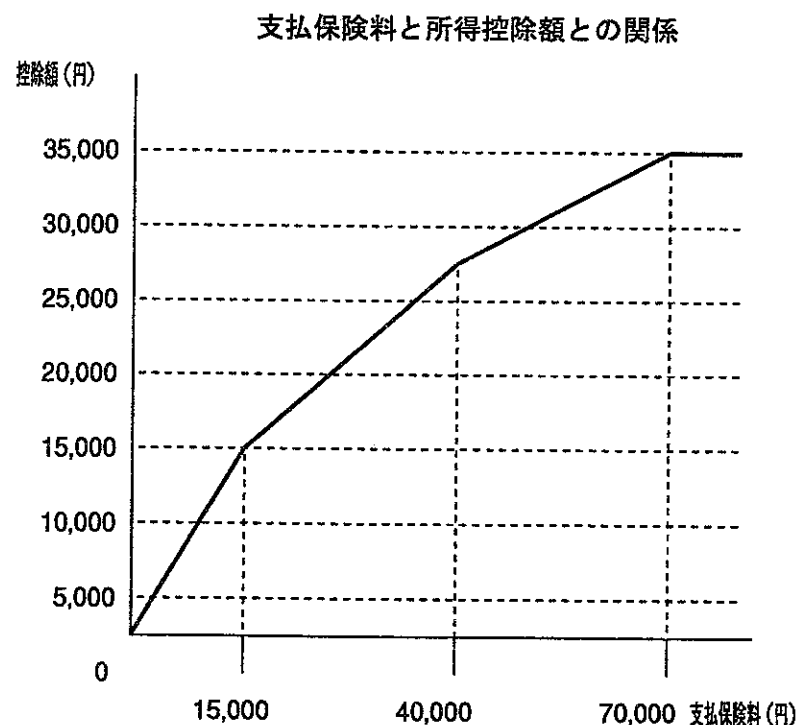
（注） 「市町村税課税状況等の調」による。

生命保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高35,000円まで「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高35,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



（注）所得税については、それぞれ最高50,000円まで所得控除できる。

2 生命保険料控除の沿革

区 分	一般の生命保険料控除		個人年金保険料に係る 生命保険料控除
	（昭和37年度創設）		
昭和37年度	所得控除	最高 22,500円	
昭和43年度	〃	最高 25,000円	
昭和46年度	〃	最高 27,500円	
昭和50年度	〃	最高 35,000円	
昭和60年度		〃	（60年度別枠控除制度創設） 所得控除 最高 3,500円
平成3年度		〃	〃 最高 35,000円

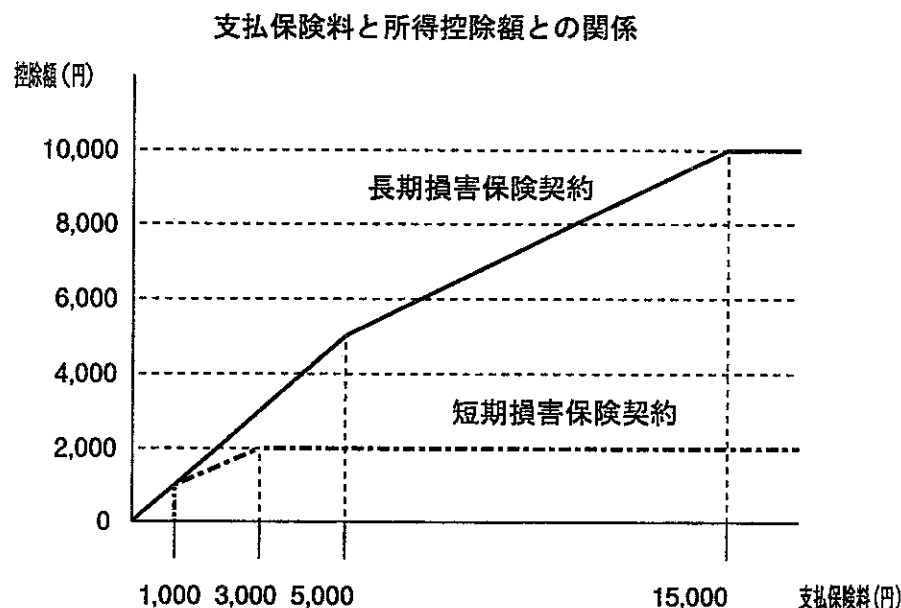
（注） 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

損害保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高 2,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



（備考）長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

（注）所得税については、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高3,000円まで所得控除できる。

2 控除対象とされる損害保険料の範囲

納税者若しくは納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの若しくはこれらの者の有する生活用動産を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害に基因して、若しくはこれらの者の身体の障害若しくは疾病により病院等に入院して医療費を支払ったことに基因して保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等で次に掲げる損害保険契約等に係る保険料又は掛金

- (イ) 損害保険会社又は外国保険事業者の締結した損害保険契約
- (ロ) 農業協同組合又は消費生活協同組合連合会等の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の障害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約

3 損害保険料控除の沿革

区 分	控 除 限 度 額	
	短 期	長 期
平成3年度	所得控除 最高 2,000円	所得控除 最高 10,000円

（備考）損害保険料控除制度は、個人住民税においては平成3年度に創設された。

生命保険料控除及び損害保険料控除の適用状況の累年比較（個人住民税）

区分	納税義務者数	生命保険料控除	適用割合	損害保険料控除	適用割合
昭和 年度	万人	万人	%	万人	%
5 1	3,458	2,504	72.4	—	—
5 6	4,040	3,081	76.3	—	—
6 1	4,387	3,486	79.5	—	—
平成 元	4,593	3,721	81.0	—	—
2	4,569	3,768	82.5	—	—
3	4,768	3,934	82.5	2,089	43.8
4	4,917	4,084	83.1	2,157	43.9
5	5,046	4,226	83.8	2,236	44.3
6	5,100	4,304	84.4	2,286	44.8
7	5,105	4,323	84.7	2,302	45.1
8	5,171	4,362	84.4	2,338	45.2
9	5,245	4,405	84.0	2,384	45.5
1 0	5,246	4,394	83.7	2,401	45.8

- （備考） 1. 各年度とも市町村税課税状況等の調（7月1日現在）による。
 2. 個人住民税における損害保険料控除は、平成3年度に創設されたものである。

寄附金控除（個人住民税）

1 制度の概要

以下の寄附金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金
- ③ 住所地の都道府県内の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金

寄附金 控除額	=	$\left[\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 対象寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right] - 10\text{万円}$
------------	---	--

2 寄附金控除の沿革

区 分	寄附金控除の対象寄附金
平成2年度 平成4年度 平成6年度	（平成2年度創設） 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金 住所地の都道府県内の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

（参考）地方法人課税

○ 住民税法人税割

法人税額を課税標準としているので、法人税で損金算入されていれば法人税割でも同じ扱いとなる。

○ 法人事業税

法人所得を課税標準とする場合は、「法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する」（地方税法第72条の14）こととされているので、寄附金の取扱いについても、法人税の取扱いに準ずることとなる。